

●香川県監査委員公表第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年11月20日

香川県監査委員 宮本 欣貞
同 都村 尚志
同 鍋嶋 明人
同 仲山 省三

- 1 監査対象部局 土木部
- 2 監査対象年度 平成20年度
- 3 措置の状況

監査結果(対象機関)	措置の状況
指導注意事項 ア 占用料に係る督促状の発行について 河川占用料等について、納期限から20日以内に督促状が発行されていないものがあった。 (中讃土木事務所、西讃土木事務所) イ 証紙について 証紙収納について、証紙収納簿に記載されておらず、収納報告もされていないものがあった。 (土木監理課) ウ 賃金について 臨時職員の賃金について、過払いが生じているので返納させる必要がある。 (都市計画課) エ 通勤手当について 通勤手当について、支給誤りがあるので返納させる必要がある。 (高松土木事務所) オ 出張旅費について (ア) 旅費について、駐車料金の支給漏れがあったので、追給する必要がある。 (建築課) (イ) 旅費について、旅費の支給額に誤りがあったので、正当額との差額を返納させる必要がある。 また、自家用自動車を使用し、車賃・駐車料金が支給されているが、自家用車公務使用申請書及び領収書等が保管されていなかった。 (港湾課) カ 委託契約について	未納者へは督促状発行済みである。今後納付期限の到来及び納付状況に十分留意し、適正な督促状発行を行う。 21年8月分として収納し、報告漏れについて出納局会計課長あてに、文書で報告した。 21年8月19日に返納させた。 21年8月分の給与で返納させた。 21年9月14日に高松空港駐車場料金の未支給分の追給処理をした。 (支給日：9月30日) 21年8月25日に差額を返納させた。今後は、申請方法を再度周知の上、本人・承認者双方が十分に確認する。 自家用車を利用する場合は、再度周知の上、漏れのないようにする。

	(ア) 消防用設備の点検業務の委託について、履行確認が十分に行われていないものがあった。(高松土木事務所)	業者に完了報告書の誤りを修正させたうえ、今後そういうことがないよう指導した。 また今後は、報告書の確認をさらに十分に行う。 従来より提出されている点検表等で特に支障がないことから、実態に合わせて契約書の条文を改正する。
検討指示事項	<p>ア 契約について 工事請負契約の変更について、変更手続等のルールを作成するなど、契約変更の適正確保策を講じるよう検討する必要がある。(土木監理課、技術企画課)</p> <p>イ 廃道敷及び廃川敷の管理及び処分について 廃道敷及び廃川敷が相当数見受けられるごとから、その実態を的確に把握し、適切な管理及び処分の推進に努める必要がある。(道路課、河川砂防課)</p> <p>ウ 財産及び物品の管理について</p> <p>(ア) 港湾緑地及びふるさと海岸等にある公衆便所の建物等について、公有財産台帳又は個別法に基づく台帳のいずれにも記載されていないので、適正な管理について検討する必要がある。(港湾課)</p> <p>(イ) 工事請負費で整備した備品について、備品一覧表の内容に不備が生じている可能性があり、各土木事務所に対して適切な調査指導を行う必要がある。(土木監理課)</p> <p>(ウ) 水防情報システム及び砂防情報システム整備・構築の業務委託等により整備したものについて、備品一覧表の内容に不備が生じている可能性があるので、適正な備品の管理が行われるよう検討する必要がある。</p>	<p>工事請負契約の変更のルールについては、現在のところ定めたものではなく、契約担当課において適宜必要な手続がとられているが、統一的な運用が望ましいことから、変更手続等のルールづくりに向けて検討する。</p> <p>廃道敷及び廃川敷の現状把握に努め、適正な管理を図るとともに、地元市町や関係者との協議を積極的に進め、売却、貸付や移管等の処分に努める。</p> <p>港湾台帳への記載について、建物等の施設の区分ごとに、規模や構造など、どのような内容を記載するべきか検討する。</p> <p>備品について、各土木事務所に対し、再度実態を確認するとともに、備品管理に関する留意事項に基づき適正な管理を行うよう周知した。</p> <p>水防本部室のパソコンや電子黒板などについては、今後、物品取扱いについての所管部署である出納局会計課等と協議し、備品一覧表などの帳簿への登録</p>

(河川砂防課)	について検討する。
(工) 工事の支給品（凍結防止剤）について、年度末返納時における現物確認（在庫確認）を行う必要があるので、確認方法を検討する必要がある。（中讃土木事務所）	21年度から、工事の支給品（凍結防止剤）について、年度末の返納時に、原則、数量確認の立会を行う。